

## 健康管理手帳の交付申請について

健康管理手帳とは、粉じん作業、石綿の取り扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務<sup>\*</sup>に従事したことがあり、**エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当される方は**、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し、審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

※ 業務とは、以下の物質の製造等の業務に従事した方を対象としています。

ベンジジン及びその塩、ベータ-ナフチルアミン及びその塩、ジアニシジン及びその塩  
**粉じん作業**、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素又は砒素  
コークス又は製鉄用発生炉ガス、ビス（クロロメチル）エーテル  
ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、塩化ビニル、**石綿**  
1,2-ジクロロプロパン、オルト-トルイジン、3, 3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン（MOCA）

健康管理手帳の交付を受けると指定された医療機関で、定められた項目についての健康診断を年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

以下に「石綿」と「粉じん作業」に係る健康管理手帳の交付要件、申請に必要な書類等について記載しますので、申請者の方はこれを御参考にこの静岡労働局ホームページ、安全衛生関係様式、健康管理手帳申請等様式の中から必要な様式をダウンロードし御利用ください。

なお、その他ベンジジン及びその塩等の業務に係る申請につきましては、御手数ですが電話等により担当者あて御照会ください。

### I. 「石綿」について

#### 1. 交付要件について

次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合です。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。  
(直接業務及び周辺業務が対象)
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。(ただし、初めて石綿の粉じんにばく露した日から10年以上経過していること。)  
(直接業務のみが対象)
  - 石綿の製造作業
  - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。  
(直接業務のみが対象)

**注意事項：**対象者は石綿作業に**継続して**従事していた方に限られます。

#### 2. 必要な書類等について

- (1) (様式第7号) 健康管理手帳交付申請書
- (2) (添付様式第1号)「従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)」  
(申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入してください。)

(3) (添付様式第3号)「従事歴証明書(事業者記載用)(石綿)」

- ※ 胸部所見において申請する場合  
石綿取扱いのあった最終事業場の事業主が証明する書類
- ※ 従事歴において申請する場合  
石綿取扱いのあった全ての事業場の事業主が証明する書類

事業場が廃業等によりこの証明書が添付できない場合は、次の2つの書類

(ア) (添付様式第5号)「従事歴申立書(本人記載用)(石綿)」

申請者本人が記載したもの

(イ) (添付様式第7号)「従事歴証明書(同僚記載用)(石綿)」

当該業務に同時期に従事していた者2名以上が記載したもの

(4) 医師による診断書

- ※ 石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可

(5) エックス線等写真

(エックス線写真、CT写真)

なお、従事歴による申請の場合は、(4)と(5)は不要です。

---

## II. 「粉じん作業」について

### 1. 交付要件について

じん肺管理区分が管理2又は管理3(イ又はロ)である方です。

### 2. 必要な書類等について(平成27年5月1日改定)

(1) (様式第7号)健康管理手帳交付申請書

(2) じん肺法第14条第1項の「じん肺管理区分決定通知書」又は同法第14条第2項の「通知書」の写し

(3) (様式第1号)「従事歴申告書(健康管理手帳交付申請書添付用)」

- ※ 申請者自身が学校卒業から現在までの職歴を記入する。
- ※ 従事期間と退職年月日が異なる場合は、それぞれの事業場の退職年月日も別に記載してください。

※ 以下の書類等は、「じん肺管理区分決定申請書」等に添付してありますので不要です。

- 医師による診断書
- エックス線等写真

#### 【改定内容】

申請者の負担軽減を図るため、様式第2号「従事歴証明書(事業者記載用)」を不要としました。